

臨時教育研究評議会議事録

I 日 時 平成 20 年 8 月 27 日（水） 14 時 00 分～14 時 35 分

II 出席者 議長 岩崎学長

評議員 工藤、腰塚、波多野、吉武、水林、坪井、山田、赤平、田中、田瀬、清水、中山、山田、北脇、堀、金井、海老原、大塚、西川、竹内、溝上、宇川、菊地、五十殿、吉川、本澤、庄司、加賀、深水、板野

代理出席 赤座附属病院副病院長(山田附属病院長代理)

香田社会システム・マネジメント専攻長(吉田理工学群長代理)、

野村体育科学系長(阿江体育専門学群長代理)、

梅村計算科学研究センター副センター長(佐藤計算科学研究センター長代理)

III 配付資料 懲戒対象者からの意見陳述について(報告)----- 【回収資料】資料 1

IV 議 事

(1) 大学教員の懲戒について

学長から、7月3日開催の臨時教育研究評議会において、懲戒対象者(教授1名、講師3名)のうち、1名の教授に対しては「解雇」、2名の講師に対しては「停職4月」、1名の講師に対しては「停職3月」の懲戒処分を行うことが決定されたが、その後、懲戒対象者からそれぞれ文書による意見陳述があったため、同評議会において対応を付託した評議員が陳述内容を検討し、その検討結果及び当該評議員の見解が学長に対して報告された旨の説明があった。

次いで、当該評議員を代表し、波多野副学長から、資料1(回収資料)に基づき、陳述内容の検討結果及び評議員の見解等について説明があり、審議の結果、原案どおり、教授1名については懲戒処分として「解雇」することとし、講師3名については新たな事実の確認と併せ研究不正行為への関与の程度及び量定について再検討することが承認された。

引き続き、学長から再検討を行うにあたり新たに調査委員会を設置する必要がある旨、及び同調査委員会の構成は以下のとおりとしたい旨の説明があり、審議の結果、承認された。

- ・ 波多野澄雄 副学長(委員長)
- ・ 工藤 典雄 副学長
- ・ 水林 博 副学長
- ・ 坪井 美樹 人文社会科学研究科長
- ・ 中山 伸一 図書館情報メディア研究科長
- ・ 海老原義彦 情報学群長

また、調査に必要な関係者として、矢花一浩数理工学物質科学研究科教授及び金谷和至数理工学物質科学研究科教授に、同調査委員会への出席並びに専門的立場からの意見を求めることが併せて承認された。

以 上